

事務事業名	民間児童館運営事業	担当	健康福祉部 保育課 施設管理係	
政策名	2 「笑顔づくり」～安心と元気アップ!～	施策名	1	子育て支援の充実
成果指標	名称	単位	3 年度実績	
	児童の健全育成を図った児童館数	カ所	1	
	児童館の延べ利用者数	人	5117	
	健全な育成が図られた児童の割合	%	100	
事業概要	児童福祉法第40条に規定する児童館は、地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とする児童福祉施設である。対象者は、児童福祉法で定める乳幼児及び小中学生・高校生であり、施設運営者である社会福祉法人に対し、目的を達成できるよう運営費の助成をしている。			
3 年度実績・成果・課題	令和2年度は新型コロナウイルスの影響により利用者が大きく減少していたが、令和3年度は少し回復してきている。児童館を利用する保護者からは、子どもの安全が確保されるとともに、遊びを通じて異年齢児や地域住民との交流が図られ、子どもの自立に役立つという声が寄せられている。			
今後の方向性と具体策	<input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 目的絞込み <input type="checkbox"/> 目的拡充 <input type="checkbox"/> 事業統廃合 <input type="checkbox"/> 事業のやり方改善 <input type="checkbox"/> 予算削減 <input type="checkbox"/> 予算増大 <input type="checkbox"/> 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない） 【具体的な改善案】 児童福祉法に基づく児童の健全育成のための支援策であるため、廃止・休止をすると影響がある。必要最小限の経費で実施しており、削減の余地はなく、引き続き事業を継続する。			